

必要な知識及び技能を有する者の指定についての一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○必要な知識及び技能を有する者の指定について 平成4年7月1日消防局告示第1号</p> <p>1 条例第4条第2項第3号（条例第4条の2第2項、第4条の3第2項、第4条の4第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条の2第2項、第9条第2項、第10条、第11条及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。</p>	<p>○必要な知識及び技能を有する者の指定について 平成4年7月1日消防局告示第1号</p> <p>1 条例第4条第2項第3号（条例第4条の2第2項、第4条の3第2項、第4条の4第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項_____、第9条第2項、第10条、第11条及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。</p>